

件名	クマ対策について
受付日	令和8年5月11日
ご意見・ご提案の概要	<p>大垣市赤坂町において、シカ捕獲用の罠にツキノワグマがかかり、現場で射殺されたとの報道を見たが、射殺判断に至った説明に疑問を感じている。</p> <p>まず、周囲に住宅や学校が存在する環境で、罠の設置が適切だったのか、安全確認や設置基準はどのようになっているのか。</p> <p>今回の件では放獣ではなく射殺という対応が取られたが、錯誤捕獲されたクマを麻酔等により安全に移送・放獣する体制や専門人員の確保は行われているのか。</p> <p>今後同様の錯誤捕獲が発生した際に備え、非致死対応も選択可能となるような体制整備について、県として検討する予定があるのか。</p>
県の考え方	<p>ツキノワグマの管理については、令和6年3月策定の「岐阜県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき実施されており、捕獲については県条例に基づき、市町村の権限で行われております。同計画の基本的な考え方は、人間とクマの棲み分け（ゾーニング）を行い、各ゾーニングにおいて、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」を複合的に取り組むこととしており、今回の対応は、同計画を踏まえ、市町村が対応を判断したものと考えております。</p> <p>クマを麻酔等により移送・放獣する体制や、専門人員の確保については、昨年度に国の支援も創設されたことから、検討を進めていますが、限られた人材の中で苦慮していることをご理解ください。</p> <p>引き続き、人間とクマが安心して共存できるよう、市町村や狩猟者団体、農林業関係団体、地域の方等と連携し、対策を進めてまいります。</p>
担当課	環境エネルギー生活部 自然環境課